

林地残材販売事業 実施要領

この要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が、公社事業地において利用間伐事業実施後に、搬出材の集積ポイント等に残った曲がり材、根元材、梢端材、枝条など林地残材（以下「林地残材」という。）を販売するために必要となる事項を定めるものとする。

第1 事業目的

公社事業地の林地残材を有効活用するために、事業地において林地残材の販売を行う。

第2 事業内容

買取者は、指定する公社事業地において、林地残材の回収、運搬車両への積み込みを行い、木質チップや木質バイオマス燃料等に活用する。

第3 募集

（1）買取者の募集方法

公募型とする。

（2）販売内容

林地残材の販売を行う事業地の概要を、公社ホームページに掲載する。

第4 参加資格要件

当該見積合わせに参加できる者は、以下の①から⑧までの全ての要件を満たす者とする。

①岐阜県内に本社、本店または活動拠点を置いている法人等であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

⑥下記のアからカまでのいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

⑦法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある機械等を使用する場合は、当該免許、許可、認可を受けていること。

⑧現場で作業に従事する者について、労働者災害補償保険に加入していること。

第5 提出書類

買取希望者は、以下の書類を公社が定めた期限までに提出することとする。

ア 買取申込書（様式1）

イ 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し

ウ 登記事項証明書（発行後1年以内のものに限る。）および印鑑証明書の写し

エ 誓約書（買取希望者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等（森林組合等）の場合を除く。）

※イ～エは、岐阜県入札参加指名業者については提出不要とする。また、同一年度内に複数回の買取申し込みをする場合は、変更があった場合を除き、2回目以降の申

し込み時には提出不要とする。

第6 買取者の決定

(1) 見積合わせ

買取申込書の提出により、見積合わせを行う。

(2) 買取者の決定

第4の資格を有すると認められた者で、かつ、買取申込書に記載された1トン当たりの買取希望価格が最も高い事業者を、買取者に決定する。

(3) 買取者決定の連絡

公社は買取者の決定後は、すべての参加者に対し、買取者に決定したか否かを、すみやかに連絡する。

第7 契約

買取者と公社は、買取単価と契約期間等を定めた契約（様式3）を締結する。

第8 事業の実施

(1) 作業スケジュール表の提出

買取者は、現地の作業着手前に、作業予定表（様式4）を提出する。

(2) 作業完了の連絡

買取者は、現地の作業が完了した際は、すみやかに公社担当者へ連絡する。

(3) 実績報告

買取者は、材の販売等が完了した日から7日以内に、以下の書類を提出する。

- ・実績報告書（様式5）
- ・搬出量（トン数）が確認できる書類（販売先から交付された受け取り伝票等、客観的に数量が把握できる書面の写し。）

第9 事業の確認、支払い

(1) 事業の確認

公社は、作業完了の連絡後、必要に応じて現地の状況を確認することとするとともに、実績報告書により搬出数量を確認する。

(2) 現地の原状回復

公社の現地確認の結果、作業の影響による立木の損傷や、林地、作業道の著しい損傷が認められた場合は、買取者は公社の基準により賠償又は現地の復旧を行う。

(3) 買取額の請求

公社は、確認した搬出数量に契約単価を乗じた金額（以下、「買取額」という。）を、買取者へ請求する。

(4) 支払い

買取者は、公社から請求を受けた日から**14日**以内に、買取額を公社へ支払う。

第10 その他

- (1) 買取者は、事業実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整および許認可申請を行う。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

この要領の一部改正は、平成29年12月7日から施行する。